平成２２年（フ）第３２９５号
大阪府東大阪市大蓮北２丁目12番５号
債務者　川端眞知子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３００号
大阪市浪速区桜川４丁目12番26―910号
債務者　木村阿津子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３２５号
大阪府四條畷市江瀬美町７番55号
債務者　橋野　雪絵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７６号
大阪府八尾市竹渕東２丁目132番地
債務者　重松　　瞳
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９４号
大阪府守口市大宮通３丁目３番９号
債務者　山本いづみ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８９号
大阪市城東区今福西３丁目１番４号アキックスＧ４ビル502
債務者　上田貴代美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２４号
大阪市城東区鴫野東１丁目１番14号　丸栄マンション302号室
債務者　野木　之恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３３号
大阪市東淀川区東淡路４丁目６番８号　今西文化205号
債務者　餅田　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５６９号
堺市東区日置荘西町３丁８番20号
債務者　森　　勇子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
大阪府藤井寺市野中２丁目６番24号、前住所大阪市平野区長吉川辺２丁目北４番37号
債務者　寺前　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
大阪府藤井寺市野中２丁目６番24号、前住所大阪市平野区長吉川辺２丁目北４番37号
債務者　寺前さとみ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
大阪府羽曳野市野々上５丁目12番１―608号
債務者　岩城　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
大阪府柏原市大県３丁目７番35号
債務者　家田　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
岩手県遠野市松崎町白岩18地割71番地６
債務者　大木千鶴子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９５号
盛岡市山岸３丁目33番27号
債務者　橋本　翔馬
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０１号
盛岡市盛岡駅西通１丁目25番５号　メゾン柊105号
債務者　前川　香奈
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字中二百苅194番地
債務者　佐藤　弥生
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係